

令和５年度第２回長浜市しょうがい福祉推進協議会 次第

日時：令和５年１０月３日（火）１３時～

場所：長浜市役所５階 ５－Ａ会議室

１．あいさつ

２．議事

（１）長浜市しょうがい福祉プランの素案について

資料１

（２）その他

３．閉会

令和５年度長浜市しょうがい福祉推進協議会名簿

<協議会委員>

	種 別	所属団体等	氏 名	備 考
1	学識経験者	滋賀県立大学	中村 好孝	
2	保健医療関係者	湖北医師会	山崎 正策	
3		長浜赤十字病院	林 徳子	
4		セフィロト病院	雑賀 正明	
5	商工労働関係者	長浜公共職業安定所	加藤 由希子	
6	しょうがい者団体	長浜市身体障害者福祉協会	北川 正子	
7		長浜市手をつなぐ育成会	太田 和廣	
8	社会福祉関係者	長浜米原しょうがい者自立支援協議会	佐野 武和	
9		障害者支援センターそら	下川 並子	
10		長浜市社会福祉協議会	橋本 宏美	
11	教育関係者	滋賀県立長浜養護学校	増田 美智子	
12	行政関係者	滋賀県湖北健康福祉事務所	野坂 明子	

<敬称略>

<長浜市>

	所属	役職	氏 名	備 考
1	健康福祉部	部長	横田 留里	
2		次長	山口 百博	
3	しょうがい福祉課 (事務局)	課長代理	真壁 栄志	
4		係長	富永 人志	
5		係長	松尾 知美	
6		係長	細川 功二	
7		主査	花澤 翔	

○長浜市しょうがい福祉推進協議会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長浜市におけるしょうがい者（児）に関する施策について、総合的かつ計画的な推進を図るため、長浜市しょうがい福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 協議会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 長浜市しょうがい福祉計画に関する事項
- (2) しょうがい者虐待防止に関する事項
- (3) しょうがい者差別解消支援に関する事項
- (4) その他市長が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、協議会への参加を求めるものとする。この場合において、参加者の性別構成は、男女いずれも参加者の総数の10分の4以上とすることに努めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体の推薦を受けた者
- (4) その他市長が必要と認める者

(運営)

第4条 協議会の会議は、市長が招集する。

- 2 協議会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 4 座長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部しょうがい福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

長浜市しょうがい福祉プラン（R6～R11） 骨子

1. プラン策定の背景・趣旨等

《背景・趣旨》

現在、長浜市におけるしょうがい福祉は、しょうがい者と介護者の高齢化やサービス利用者の増加傾向にあり、しょうがい福祉のニーズは多様化と高度化し、質・量ともに大きく変化しています。そういった状況の中でも、しょうがいのある人が住み慣れた地域で暮らせるまちづくりが求められており、経済的な支援をはじめ、個々の生活状況に則したサービスの充実、地域住民の理解と支援など、安全安心に過ごせる暮らしの場の確保が必要となっています。

また、しょうがいのあるなしに関わらず、社会参加の妨げとなる差別、偏見、障壁をなくし、人格と個性を尊重し合い、ともに支え、ともに暮らせる地域共生社会の実現が求められています。

国は、平成 26 年 1 月の「障害者権利条約」の批准およびしょうがい福祉施策に関連する国内法の整備・改正を行い、しょうがい者支援制度や施策を推進しています。また、滋賀県は、令和元年 10 月に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」を全面施行し、令和 3 年 3 月に「県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現～みんなとまちで生きる、みんなでいっしょに働く～」を基本理念とした滋賀県障害者プラン 2021 を策定しました。

長浜市では、平成 30 年 3 月に「長浜市しょうがい福祉プラン」を策定し、令和 3 年の中間見直しを経て、しょうがい福祉施策を推進してきました。これまでの計画の進捗状況と国の指針や県の計画等の動向を踏まえ、令和 6 年度を始期とする『長浜市しょうがい福祉プラン』を策定します。

《現状と今後の取組》

しょうがい福祉サービス提供事業所や関係団体、しょうがい当事者へ実施したアンケート調査の結果等から得られた意見をもとに、今後、以下の取組みをさらに進めていきます。

①しょうがいやしょうがい当事者への理解増進

⇒しょうがい者差別の解消・インクルーシブ社会の推進

②教育と福祉の連携強化と切れ目のない支援体制の構築

⇒支援ネットワークの強化

③移動支援や交通手段の確保、ユニバーサルデザインの推進

⇒余暇活動や地域交流活動等の社会参加の推進

④働く場・機会の充実

⇒しょうがい特性に応じた就労支援及び相談支援の強化、しょうがい者の雇用促進

⑤福祉人材の確保・育成・定着の取組み強化

⇒慢性的な人材不足の改善・人材育成・定着の推進

⑥重症心身障害児者、医療的ケア児者、強度行動障害者等へのハード面・ソフト面の支援

⇒当事者やご家族の安全安心な地域生活の確保

⑦災害時の支援体制（情報伝達、配慮のいる方への避難場所の確保、地域住民等の協力体制）

⇒しょうがい当事者やその家族の安全安心な避難の確保

⑧老障介護と親亡き後の課題対策

⇒地域生活における支援体制の整備

⑨手話への理解の促進や普及、手話を使いやすい環境の整備

⇒手話で共に暮らす長浜市手話言語条例による施策の推進

2. プランの構成と位置づけ

《構成》

基本的な事項を定める「基本構想」と、それを実現するための「アクションプラン」から構成

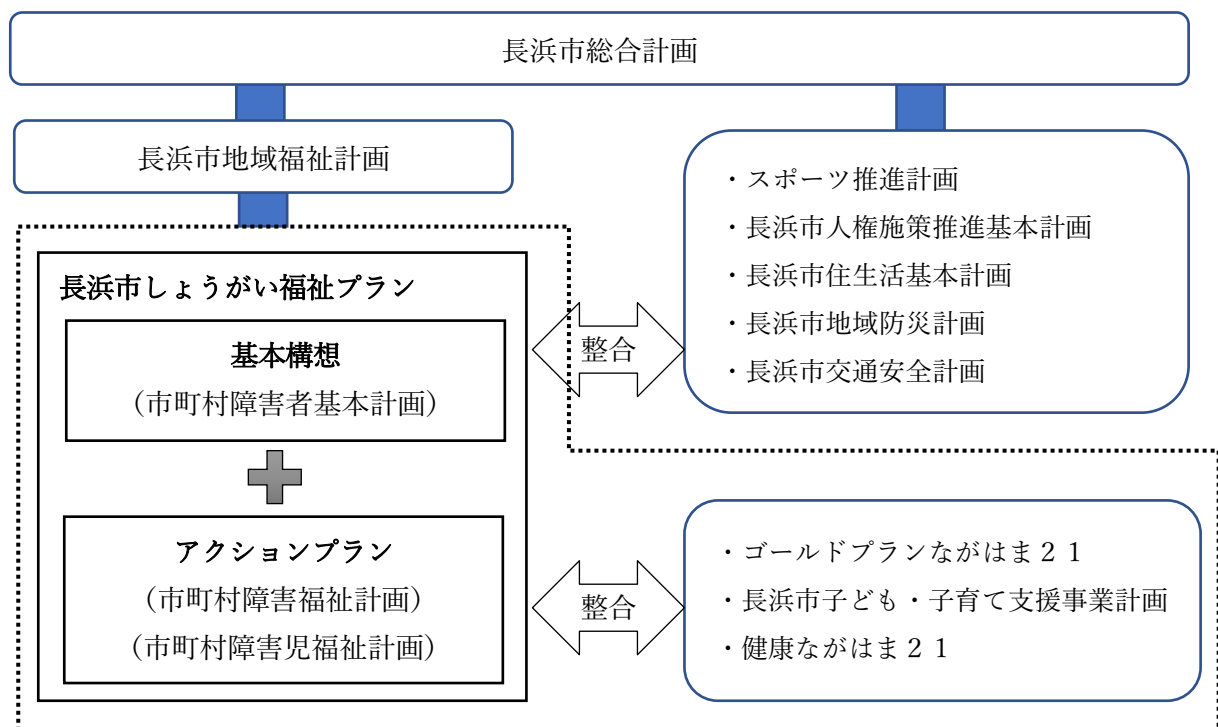
《位置づけ》

基本構想…「市町村障害者基本計画」（障害者基本法第11条第3項に基づく）

アクションプラン…「市町村障害福祉計画」（障害者総合支援法第88条に基づく）

「市町村障害児福祉計画」（児童福祉法第33条の20に基づく）

他の計画との関係…長浜市総合計画や長浜市地域福祉計画を上位計画とし、関連計画との整合や連携を図っていきます。



3. プランの期間

令和6年度～令和11年度（6年間） ※令和8年度 アクションプラン中間見直し予定

4. プランの策定体制と進行管理

《策定体制》

- ・しょうがい当事者団体や関係団体、障害福祉サービス提供事業所へのアンケートや意見交換会の実施（※意見交換会は希望事業所のみ）

- ・長浜市しょうがい福祉推進協議会及び長浜米原しょうがい者自立支援協議会での意見聴取の実施
- ・パブリックコメントの実施

《進行管理》

- ・社会状況の変化やご意見等を踏まえながら、PDCA サイクルを活用し進行管理していきます。

5. 基本理念と基本方針（5 柱）

《基本理念》

市民すべてが地域の同じ一員として尊重しあい、すべての人が自分らしく自然で心豊かな生活を送ることができるよう、「ともに支え、ともに暮らすやさしいまち長浜」の実現を目指します。

基本理念は、障害者権利条約や国内のしょうがい福祉制度改革の方向性と一致するものであることを踏まえ、その趣旨を継承し、引き続きしょうがい福祉の充実に向けた取組を進めていきます。

《基本方針》

- ①やさしいまちづくり「あたたか」
- ②地域生活の支援「あんしん」
- ③医療・保健・福祉の連携「すこやか」
- ④~~子どもの発達・教育支援~~ 育ちを支える発達支援「はぐくむ」
- ⑤活動の充実「いきがい」

6. アクションプランの目的と構成

《目的》

プランの基本理念の実現に向けた具体的な取組の方向性や内容を定め、計画的、継続的に取組を進めていくことを目的とします。

《構成》

- ①やさしいまちづくり「あたたか」
- ②地域生活の支援「あんしん」
- ③医療・保健・福祉の連携「すこやか」
- ④~~子どもの発達・教育支援~~ 育ちを支える発達支援「はぐくむ」
- ⑤活動の充実「いきがい」

7. アクションプランの期間

令和 6 年度 ～ 令和 8 年度（3 年間）※令和 8 年度中間見直し予定

8. アクションプランの体系

別紙のとおり

アクションプランの体系

大柱	中柱（方向性）	小柱（取組）	
1.やさしいまちづくり 「あたたか」	相互理解の推進	（１）広報・啓発活動の推進 （２）福祉・人権教育の推進 （３）手話を使いやすい環境の整備	拡充 ①しょうがいやしょうがい当事者への理解増進 拡充 ①しょうがいやしょうがい当事者への理解増進 新規 ⑨手話への理解の促進や普及、手話を使いやすい環境の整備
	地域福祉の推進	（１）地域福祉活動の推進 （２）人材の育成	
	地域ネットワークの活性化	（１）地域ネットワークの活性化 （２）相談支援機能の強化	
	ユニバーサルデザインのまちづくり	（１）ユニバーサルデザインのまちづくり （２）住居環境の改善 （３）地域における交通手段の確保	拡充 ③移動支援や交通手段の確保、ユニバーサルデザインの推進 拡充 ③移動支援や交通手段の確保、ユニバーサルデザインの推進
2.地域生活の支援 「あんしん」	生活支援	（１）居宅生活支援 （２）居住支援 （３）経済的支援 （４）福祉用具購入費等の支援 （５）意思疎通支援	拡充 ⑧老障介護と親亡き後の課題対策
	防災・防犯等の対策	（１）防災対策 （２）防犯対策 （３）交通安全対策	拡充 ⑦災害時の支援体制（情報伝達、配慮のいる方への避難場所の確保、地域住民等の協力体制）
	権利擁護・虐待防止	（１）権利擁護・差別の解消 （２）虐待防止	
	福祉人材の確保・育成・定着	（１）福祉人材の確保 （２）福祉人材の育成・定着	拡充 ⑤福祉人材の確保・育成・定着の取組み強化 拡充 ⑤福祉人材の確保・育成・定着の取組み強化
3.医療・保健・福祉の連携 「すこやか」	しょうがいの早期発見・早期支援	（１）しょうがいの早期発見・早期支援 （２）乳幼児健診・乳幼児相談の推進 （３）疾病の早期発見・早期治療 （４）健康づくりの推進	
	精神保健・医療の充実	（１）心の健康づくりの推進 （２）相談支援・医療の充実 （３）地域生活への移行促進 （４）地域交流サロン	
	医療的ケアへの対応	（１）医療の充実 （２）医療的ケア児者への支援充実	拡充 ⑥重度心身障害児者、医療的ケア児者、強度行動障害者へのハード面・ソフト面の支援
	医療費の支援	（１）更生医療 （２）育成医療 （３）精神通院医療 （４）福祉医療	
4.育ちを支える発達支援 「はぐくむ」	早期の発達支援	（１）障害児通所支援の充実 （２）インクルーシブ保育の推進 （３）障害児通所支援の体制整備	
	学齢期の支援	（１）学校教育の充実 （２）休日・放課後・長期休暇中の支援 （３）幼保園・学校等での支援	
	青年期・成人期における支援	（１）支援情報のつなぎ （２）本人支援の充実 （３）居場所づくりと家族支援 （４）進学・就労等の支援	
	切れ目のない発達支援体制の構築	・相談・支援体制の充実 ・支援体制の構築に向けた取組	拡充 ②教育と福祉の連携強化と切れ目のない支援体制の構築 拡充 ②教育と福祉の連携強化と切れ目のない支援体制の構築

5.活動の充実 「いきがい」	就労支援	(1) 一般就労の拡大	拡充	④働く場・機会の充実
		(2) 福祉的就労の支援		
		(3) 販路・事業拡大等の支援		
		(4) 就労支援体制の充実	拡充	④働く場・機会の充実
	日中活動支援	(1) 日中活動系サービスの充実		
	社会参加・参画の促進	(1) 多様な活動の支援		
		(2) 参加を促進する環境づくり		